

## 環境・保健事業功労者表彰取扱要領

昭和51年9月17日制定  
昭和55年7月28日改正  
昭和60年9月10日改正  
昭和62年8月 1日改正  
昭和63年8月 1日改正  
平成 元年8月 1日改正  
平成 4年7月 6日改正  
平成12年7月17日改正  
平成13年8月23日改正  
平成16年7月30日改正  
平成20年6月23日改正  
平成22年4月 1日改正  
平成28年6月22日改正

(趣旨)

第1 環境・保健事業功労者表彰の取り扱いについては、秋田県表彰規則（昭和43年秋田県規則第20号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(表彰の種類及び選考基準等)

第2 功労者に対しては表彰状又は感謝状を贈呈する。

2 功労者の種類は別表1のとおりとする。

3 功労者表彰の選考基準及び推薦する際の提出書類は、別表2のとおりとする。

4 前項の規定は、感謝状の贈呈の選考基準及び推薦する際の書類の提出について準用する。

(功労者等の推薦)

第3 健康福祉部長及び生活環境部長は、県内全域に係る選考基準に適合すると認められた者を、それぞれ別に定める日までに知事に推薦するものとする。

(贈呈の方法)

第4 贈呈は県が主催又は共催する大会等で行う。

(適用除外)

第5 第2で定める選考基準に適合する者であっても、次の各号の一に該当する者に対しては、表彰等は行わない。

(1) 同一の功績により、かつて知事の表彰を受けたことのある者

(2) 功労者としてふさわしくないと認められる者

## 附則

この要領は、昭和51年9月17日から施行する。

この要領は、昭和55年7月28日から施行する。

この要領は、昭和60年9月10日から施行する。

この要領は、昭和62年8月1日から施行する。

この要領は、昭和63年8月1日から施行する。

この要領は、平成元年8月1日から施行する。

この要領は、平成4年7月6日から施行する。

この要領は、平成12年7月17日から施行する。

この要領は、平成13年8月23日から施行する。

この要領は、平成16年7月30日から施行する。

この要領は、平成20年6月23日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年6月22日から施行する。

別表 1

## 功労者の種類

事業等 区分	番号	種 類	事業等 区分	番号	種 類
保健 衛生等 (A)	1	結核予防事業 功労者	生活 衛生等 (C)	1	生活衛生 功労者
	2	〃 功労団体		2	〃 優良団体
	3	母子保健事業 功労者		3	〃 優良施設
	4	〃 功労団体		4	理容師・美容師養成 功労者
	5	歯科保健事業 功労者		5	生活環境改善事業 功労者
	6	〃 功労団体		6	生活環境改善事業模範地区
	7	栄養改善事業 功労者		7	地域環境保全 功労者
	8	〃 功労団体		8	地域環境美化 功労者
	9	成人病予防事業 功労者		9	建築物環境衛生 功労者
	10	〃 功労団体		10	水道関係 功労者
	11	疾病予防事業 功労者		11	〃 功労団体
	12	〃 功労団体		12	食品衛生 功労者
	13	精神保健事業 功労者		13	〃 優良施設
	14	〃 功労団体		14	狂犬病予防 功労者
	15	保健衛生事業 功労者		15	〃 功労団体
	16	〃 功労団体			
医務 薬事課 (B)	1	看護 功労者			
	2	〃 功労団体			
	3	献血事業 功労者			
	4	〃 功労団体			
	5	薬事 功労者			
	6	〃 功労団体			
	7	医療 功労者			
	8	〃 功労団体			
	9	施術 功労者			
	10	〃 功労団体			

別表 2

## 選考基準及び提出書類

種 類	選考基準	提出書類
保健衛生功労者 (及び団体)  A-1～16	保健衛生事業について、多年にわたり地区組織活動、疾病の予防、健康の増進等に 尽力し、保健衛生の向上発展に顕著な功績を上げ、他の模範となる個人又は団体で、次の各号に該当するもの (1) 保健衛生事業に10年以上従事し、その功績が顕著で他の模範となる者 (2) 個人にあつては、年齢が原則として50歳以上であること (3) 前各号に掲げる者のほか、特に功績のある者	功績調書 様式1(個人) 様式2(団体)
看護功労者 (及び団体)  B-1、2	次の各号のいずれかに該当する個人又は団体。 ただし、個人にあつては年齢50歳以上で、保健師、助産師、看護師又は准看護師として看護業務に従事した年数が20年以上である者 (1) 看護業務の啓発、看護技術の改善、看護職員の教育・育成指導等の功績が顕著である者 (2) 困難な看護環境(へき地)又は施設において看護業務の充実発展に尽くし、その功績が顕著である者	功績調書 様式1(個人) 様式2(団体)
献血事業功労者 (及び団体)  B-3、4	次の各号のいずれかに該当する個人又は団体 (1) 組織的に献血に協力し、その実績が特に優秀であり他の模範となる者 (2) 献血の受入施設等の整備に積極的な協力をし、献血運動の推進に大きく寄与した者 (3) 献血思想普及のための広報活動等を積極的に行い献血運動の推進に寄与した者	功績調書 様式1(個人) 様式2(団体)
薬事功労者 (及び団体)  B-5、6	年齢が50歳以上の個人又は団体で次のいずれかに該当するもの (1) 薬事行政に協力し、特に功績のある者 (2) 薬事衛生の普及向上に貢献し、その功績が顕著である者 (3) 医薬品等の発明、発見、国産化又は、輸出の増進等に功労のあった者	功績調書 様式1(個人) 様式2(団体)

	(4) 試験研究施設において、医薬品等の試験検査及び保健衛生上の諸検査に精励しその功績が顕著である者	
医療功労者 (及び団体)  B-7、8	<p>県民の健康維持、管理増進に奉仕している個人又は団体で、次のいずれかに該当し、功績が顕著である者。</p> <p>ただし、個人にあつては、原則として50歳以上の医療従事者（看護、薬事従事者を除く）。</p> <p>(1) へき地等困難な医療環境で医療業務に貢献した団体又はへき地等の医療業務に15年以上従事している者で将来も継続してその職務を遂行しようとする者</p> <p>(2) 救急医療対策の推進等救急医療の確保に貢献した者</p> <p>(3) 医療技術の改善、医療従事者の教育、育成指導等に貢献した者</p>	功績調書 様式3(個人) 様式2(団体)
施術功労者 (及び団体)  B-9、10	<p>県民の健康の保持、増進に奉仕している個人又は団体。</p> <p>ただし個人にあつては年齢50歳以上で、現にあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師並びに柔道整復師等業務に従事している者で、次の各号に該当する者</p> <p>(1) 施術技術の改善、施術要員の教育、育成指導等の功績が顕著である者</p> <p>(2) 施術業務に15年以上従事し、他の模範となる者</p>	功績調書 様式1(個人) 様式2(団体)
生活衛生功労者  C-1	<p>生活衛生関係営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上、生活衛生行政に対する協力等の功績が顕著である者で、次の各号に該当するもの</p> <p>(1) 功績に係る業務従事年数が10年以上であること。</p> <p>ただし、従業員にあつては、当該歴が20年以上であること</p> <p>(2) 年齢が50歳以上であること</p> <p>(3) 保健所長又は生活衛生同業組合理事長の表彰を受けたものであること</p> <p>(4) 前各号に掲げる者のほか、特に功績のある者</p>	功績調書 様式1(個人)
生活衛生優良団体  C-2	<p>次の事項に該当する団体</p> <p>(1) 生活衛生関係の団体として生活衛生の向上に顕著な成果をあげ、かつ、生活衛生行政に対する協力が</p>	功績調書 様式2(団体)

	<p>大きく他の模範とすべき団体で、団体設立後10年以上経過していること</p> <p>(2) その他特に功績のある団体</p>	
<p>生活衛生優良施設</p> <p>C-3</p>	<p>施設が特に優秀であり、他の模範とすべきものであって、次の各号に該当する施設</p> <p>(1) 営業年数が10年以上であること</p> <p>(2) 対象となる施設が建築後営業を開始してから満3年以上経過していること</p> <p>(3) 施設に係る営業に関して過去3年間において、法令に違反し、又は行政処分その他の指導を受けたことがないこと</p> <p>(4) 施設の自主的な管理について認識が深く、施設改善に対する熱意が認められること</p> <p>(5) 従業員の健康管理が優秀であること</p> <p>(6) 対象となる施設が原則として保健所長又は生活衛生同業組合理事長の賞を受けたことがあること</p> <p>(7) 前各号に掲げるほか、特に功績のある施設</p>	<p>推薦調書</p> <p>様式4</p>
<p>理容師、美容師養成 成功労者</p> <p>C-4</p>	<p>現に、理容師、美容師養成施設の経営者又は教職員であって、理容又は美容教育の向上についての功績が顕著である者で、次の各号に該当するもの</p> <p>(1) 功績にかかる従事年数が10年以上であること</p> <p>(2) 年齢が50歳以上であること</p> <p>(3) 前各号に掲げる者のほか、特に功績のある者</p>	<p>功績調書</p> <p>様式1(個人)</p>
<p>生活環境改善事業 功労者</p> <p>C-5</p>	<p>現に、ねずみ、衛生害虫等の防除及び清掃等生活環境改善事業に従事している者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 生活環境改善事業に関する有益な研究考察、若しくは生活環境改善行政に対する協力等の功績が顕著である者</p> <p>(2) 環境改善事業に10年以上従事している年齢50歳以上の者</p> <p>(3) 前各号に掲げる者のほか、特に功績のある者</p>	<p>功績調書</p> <p>様式1(個人)</p>
<p>生活環境改善模範 地区</p> <p>C-6</p>	<p>ねずみ、衛生害虫の防除及び清掃、その他生活環境の改善を積極的に推進して顕著な成果をあげている地区で、次の各号に該当するもの</p> <p>(1) 地区住民の自主的、組織的な実践運動を基盤とし</p>	<p>推薦調書</p> <p>様式5</p>

	<p>て計画的に実施しており、特に創意工夫がみられるものであること</p> <p>(2) 生活環境の向上のため、実践活動を開始してから5年以上経過し、将来とも継続される見込みが確実なものであること</p> <p>(3) 前各号に掲げるほか、特に功績のある地区</p>	
<p>地域環境保全功労者 (及び団体)</p> <p>C-7</p>	<p>環境保全に関する普及啓発等の公共的活動又は学術研究、或いは環境行政の推進に関する活動が他の模範となり、推奨できる個人又は団体で、次の各号に該当するもの</p> <p>(1) 功績に係る活動を行った期間が概ね10年以上で、年齢が50歳以上である者</p> <p>(2) 団体にあつては、対象期間が概ね7年以上で、対象活動が将来にわたり継続する見込みであること</p> <p>(3) 団体の連合体である団体にあつては、構成員である団体が、当該連合体の設立以前に対象活動等を行った期間を通算して概ね7年以上で、将来とも継続される見込みが確実なこと</p>	<p>功績調書 様式1(個人) 様式2(団体)</p>
<p>地域環境美化功労者 (及び団体)</p> <p>C-8</p>	<p>植樹、植栽等の緑化運動や河川、湖沼、海岸等の浄化活動、公園、道路等の清掃活動、美化思想の普及啓発活動など地域環境美化に関する活動が他の模範となり、推奨できる個人又は団体で次の各号に該当するもの</p> <p>(1) 功績に係る活動、運動に携わった期間が概ね10年以上で、年齢が50歳以上であるもの</p> <p>(2) 団体にあつては、対象期間が概ね7年以上で、対象活動が将来にわたり継続する見込みであること</p> <p>(3) 団体の連合会である団体にあつては、構成員である団体が、当該連合体の設立以前に対象活動等を行った期間を通算して概ね7年以上で、将来とも継続される見込みが確実なこと</p>	<p>功績調書 様式1(個人) 様式2(団体)</p>
<p>建築物環境衛生功労者</p> <p>C-9</p>	<p>建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等の功績が顕著であり、年齢が50歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 建築物環境衛生に関する有益な研究及び考察を行い、事業の発展に功績がある者</p> <p>(2) 業界の指導育成等の功績に係る事業従事年数が10年以上であること</p>	<p>功績調書 様式1(個人)</p>

	(3) 前各号に掲げる者のほか、特に功績のある者	
水道関係功労者 (及び団体)  C-10、11	<p>年齢が50歳以上の個人又は団体で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 水道の普及及び発展に関する有益な調査研究、技術の改善又は水道行政に対する協力等の功績が顕著である者</p> <p>(2) 水道事業に従事した年数が20年以上でその功績が顕著である者、ただし、団体にあつては事業歴が10年以上であること</p> <p>(3) 前各号に掲げる者のほか、特に功績のある者</p>	功績調書 様式1(個人) 様式2(団体)
食品衛生功労者  C-12	<p>食品衛生関係営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上、食品衛生行政に対する協力等の功績が顕著である者で、次の各号に該当するもの</p> <p>(1) 功績に係る事業従事年数が10年以上であること。 ただし従業員については当該職歴が20年以上であること</p> <p>(2) 年齢が50歳以上であること</p> <p>(3) と畜場の衛生管理・処理技術の向上に功績がある者</p> <p>(4) 保健所長又は(公社)秋田県食品衛生協会長の賞を受けたことがあること</p> <p>(5) 前各号に掲げるほか、特に功績のある者</p>	功績調書 様式1(個人)
食品衛生優良施設  C-13	<p>施設が特に優秀であり、他の模範とすべきものであつて、次の各号に該当するもの</p> <p>(1) 営業年数が10年以上であること</p> <p>(2) 対象となる施設が建築後営業を開始してから満3年以上経過していること</p> <p>(3) 施設に係る営業に関して、過去3年間において、法令に違反し、又は行政処分その他の指導を受けたことがないこと</p> <p>(4) 施設の自主的な管理について認識が深く、施設改善に対する熱意が認められること</p> <p>(5) 従業員の健康管理が優秀であること</p> <p>(6) 対象となる施設が原則として保健所長又は(公社)秋田県食品衛生協会長の賞を受けたことがあること</p> <p>(7) 前各号に掲げるほか、特に功績のある施設</p>	推薦調書 様式6

<p>狂犬病予防功労者 (及び団体)</p> <p>C-14、15</p>	<p>狂犬病予防事業の向上、発展、狂犬病予防に関する有益な、調査研究、技術の改善、若しくは発明、発見又は狂犬病予防行政に対する協力等の功績が顕著である個人又は団体であって、次の各号に該当するもの</p> <p>(1) 狂犬病予防関係事業従事年数が20年以上であること</p> <p>ただし、団体にあつては、事業歴が10年以上であること</p> <p>(2) 個人の場合は、年齢が50歳以上であること</p> <p>(3) 保健所長又は(公社)秋田県獣医師会長の表彰をうけたことがあること</p> <p>(4) 前各号に掲げる者のほか、特に功績のある者</p>	<p>功績調書</p> <p>様式1(個人)</p> <p>様式2(団体)</p>
---	---	---